

国立大学法人東北大学大学院生命科学研究科湛水生態系野外実験施設使用内規

制 定 平成30年 9月19日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学大学院生命科学研究科湛水生態系野外実験施設（以下「実験施設」という。）の使用について定めるものとする。

(実験施設の使用)

第2条 実験施設は、国立大学法人東北大学の教員等が行う学際的・先端的なプロジェクト研究等について、期間を定めて使用させるものとする。

(使用の期間)

第3条 実験施設は、原則として、1年を単位として使用させるものとする。ただし、第5条第1項に定める審査において生命科学研究科長（以下「研究科長」という。）が適当と認めるときは、1年未満の期間により使用させることがある。

2 前項に定める使用の期間は、更新することができる。

(使用の申請)

第4条 実験施設を使用しようとする者は、原則として、使用開始日の30日前までに、所定の使用申請書を研究科長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 研究科長は、前条の申請があったときは、その使用目的等を審査し、適当と認めるものについては必要な条件を付して使用を許可するものとする。

2 研究科長は、前項の規定により使用を許可したときは、所定の使用許可書を交付する。

(使用料)

第6条 実験施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第7条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、返付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その一部又は全部を返付することがある。

一 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。

二 第11条第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

三 第12条の規定により使用の期間の変更又は取りやめの承認を受けたとき。

(使用料の特例)

第8条 研究科長が特に適当と認めた場合は、使用料の全部又は一部を徴収しないことがある。

(原状変更等)

第9条 使用者は、実験施設に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。ただし、研究科長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 研究科長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

一 生命科学研究科において使用する必要が生じたとき。

二 使用者がこの内規又は使用の許可条件に違反したとき。

2 前項により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼす場合であっても、生命科学研究科はその責めを負わない。

(使用の期間の変更等)

第12条 使用者は、使用の期間を変更し、又は使用を取りやめる場合は、30日前までに研究科長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終えたとき、又は第11条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、実験施設及びその設備、備品等を破損し、若しくは滅失した場合又は使用の許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、実験施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

別表

使用の区分	1年間当たりの料金
1号田	255,000円
2-1号田	96,000円
2-2号田	260,000円
3号田	289,000円
4号田	526,000円
5号田	164,000円
6号田	238,000円
7号田	238,000円
8号田	255,000円
9号田	255,000円
10号田	255,000円
11号田	221,000円
12号田	226,000円
13号田	238,000円
14号田	238,000円
15号田	238,000円

※1年未満の使用であっても、1年間当たりの料金とする。